

東海村青少年相談員について

1 東海村青少年相談員は次のように位置付けられています。

○東海村青少年相談員規則

- ・ 青少年相談員の定数は40名以内（電話相談員含む）
- ・ 任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
中途委嘱者は前任者の残りの期間(再任はさまたげない。)
- ・ 教育委員会が委嘱

○事務局（東海村青少年相談員連絡協議会）

東海村村松768-38（歴史と未来の交流館）

東海村教育委員会生涯学習課 青少年担当

電話 287-0851 FAX 287-7060

E-mail seisyounen@vill.tokai.ibaraki.jp

2 活動内容

- 地区内の青少年の実態把握
- 青少年相談に関すること
- 青少年を取り巻く環境の浄化に関すること
- その他必要な事項

その他の具体的な活動として巡回活動，学校訪問，研修会(定例会含む)，店舗訪問活動，中学校でのあいさつ運動への参加など。

3 身分

○東海村有償ボランティア

○報償

各種活動への参加に応じて謝礼として支払う（1,000～2,200円／回）

4 定例会

毎月第3木曜日の午後7時から中央公民館で開催（予定）

場合により日時，場所の変更，中止等もあります。

5 巡回活動について

○定期巡回（一人当たり：2ヶ月に1回程度）

- ・ 時間は①午後4時30分～，②午後6時30分～の2つの時間帯があります。
1班3～4名（班編成表を作成）が歴史と未来の交流館に集合し，徒歩，車両で村内の公園や駅周辺などを中心に概ね1時間の巡回を実施しております。
できる限り参加いただけるよう日程調整を行いながら実施しております。

○村内2中学校の「あいさつ運動」に参加（一人当たり：年2～3回程度）

- ・毎年5月から翌年2月までの間（8月を除く）、各中学校（月1回）の予定
- ・割当については年間予定表を配布し、各中学校の校門前に直接集合し、参加していただいております。

○その他

- ・環境浄化活動による店舗訪問（例年9月～12月）
- ・学区内の小・中学校への学校訪問（例年6月～7月） 年1～2回
- ・各種研修会、東海やったん祭（11月頃予定）等への参加 年1～2回
- ・青少年育成東海村民会議の行事などに参加
- ・当協議会の広報誌「ひびき」にて相談員の活動を周知。

6 青少年育成村民会議の特別賛助会費の負担について

○青少年育成東海村民会議の特別賛助会員会費1,000円の納入をご協力いただいております。

7 青少年相談員の皆様へ

○青少年相談員は警察など司法機関とは異なり、巡回時などでの補導が本来の目的ではありません。

○「各地域（村内）の青少年に対する良きアドバイザー」になって活動していただければ、当協議会の目的である「青少年の健全育成と非行防止」に、成果があらわれるものと考えております。

8 その他

○事務局では特別青少年相談員（主に警察OB）1名を雇用し、青少年相談員の皆様と一緒に活動を行っています。

○教育委員会指導室や小中学校、ひたちなか警察署東海地区交番と連携をし、不審者情報を把握し、青色灯パトロール車で巡回を行っています。